

第4章

豊かな暮らしを育む 健康長寿のまちづくり

- 第1節 生涯にわたる健康づくりの推進
- 第2節 地域で支え合う社会福祉の充実
- 第3節 安心できる出産、子育て環境の整備



旧中込学校



第1節 生涯にわたる健康づくりの推進

健康増進

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 保健補導員*を育成し、活動の支援をすることで、地域と一体となった保健予防活動を行っています。
- 健康に関する講演会やぴんころステーション*などを開催し、市民の健康に対する意識の高揚を図っています。
- 地域の強みである「健康長寿」のブランド化に向け、調査を行うとともに、推進体制の整備を行いました。
- 歯や口腔の健康に対する意識の高揚を図るため、年代別、対象別の教室を行っています。
- 健康づくり活動の推進のため、森林セラピー基地*（春日の森・平尾の森）において市民向け体験ツアーを開催するとともに、佐久市温水利用型健康運動施設を整備しました。
- 市広報紙やホームページにより食育*の啓発を行うとともに、食生活改善推進員*を育成し、活動の支援を行っています。

現状と課題

- 市民の健康増進のため、地域の健康管理の担い手として、保健補導員や食生活改善推進員を継続して育成する必要があります。
- 市民の健康寿命*の延伸と健康格差*の縮小のため、講演会や講座の開催により、健康に対する意識の高揚を図る必要があります。
- 「健康長寿」の魅力や要因などに関する調査の結果を分析し、市民の健康増進のための施策に反映するとともに、「健康長寿」のまちの魅力を発信していく必要があります。
- 歯や口腔の健康を維持するため、歯の教室や健診などの各種事業に引き続き取り組む必要があります。
- 市民が心身ともに健康を維持するため、森林セラピー基地（春日の森・平尾の森）や佐久市温水利用型健康運動施設などを利用した健康づくり活動を充実していく必要があります。
- 健全な食生活を実践する力を養うため、食育について、さらなる広報活動の充実を図る必要があります。



食育講座「キッズキッチン」

*保健補導員：区長の推薦を受け市長により委嘱され、市民の健康生活推進のための保健事業について理解を深め、研修会などで学んだことを家族、そして地域へと普及する地域の健康づくりの担い手となる者
 *ぴんころステーション：健康相談、栄養相談、ぴんころ食（健康食・長寿食）の紹介、調理実習など、公民館活動や保健補導員などの地区活動として実施される健康教室
 *森林セラピー基地：生理的にリラックス効果をもたらすことが実証され、森林環境や滞在施設などにおいても優れていると認められる地域

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域における健康管理の担い手の育成

- 地域における保健活動の主体となるよう、保健補導員や食生活改善推進員を育成するとともに、研修などを充実し、より一層地域の自主活動を促進します。
- 保健補導員が任期終了後も地域において自主活動ができるよう支援します。

(2) 健康づくり活動の推進

- 健康に関する講演会や講座を開催し、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。
- 地域が将来にわたって「健康長寿」であり続けられるよう、健康長寿のより一層の増進のための施策を推進するとともに、「健康長寿のまち」の魅力を国内やアジアを始めとする国外に発信します。
- 乳幼児から高齢者までの各年代における歯や口腔の健康や疾病予防などの各種事業を実施し、市民の意識の高揚を図ります。
- 森林セラピー基地（春日の森・平尾の森）や佐久市温水利用型健康運動施設を利用した健康づくりプログラム、体験ツアーなどをさらに推進します。

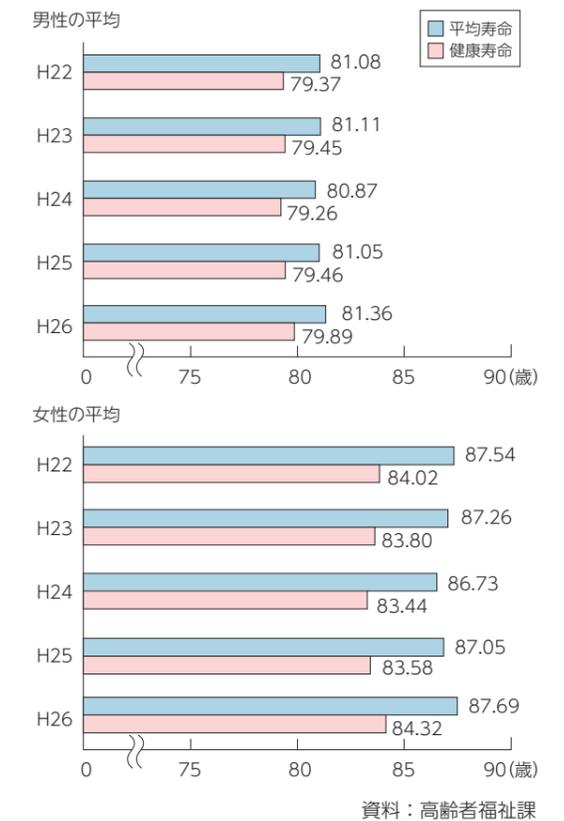
(3) 食育の推進

- 市民が生涯にわたり健康で暮らせるよう、市広報紙を通じ「食を大切に作る心を育む」ことについて啓発を図ります。
- 健全な食生活を実践する力を養うため、関係機関と連携し、各世代での食育事業を推進します。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 3.32 → 目標値（H33） 3.33

0歳の健康寿命と平均寿命の推移



2歳児歯っぴー教室

*食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる力を育むこと。
 *食生活改善推進員：生活習慣病の予防や食育の推進のために地域での普及活動を推進する者
 *健康寿命：日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間のこと。
 *健康格差：地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差のこと。

保健活動

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 将来にわたり健康長寿であり続けるため、保健予防活動などの「新しい保健*」を推進しています。
- 健（検）診データやレセプト*の分析結果を活用し、訪問や電話による受診勧奨、追跡管理を行うとともに、健診未受診者に対する個別受診勧奨を行っています。
- 保健師・看護師によるおたっしや訪問、高齢者基本調査、栄養士による栄養改善指導、歯科衛生士による歯科保健指導などの高齢者保健事業を行っています。
- 感染症の発生状況の情報収集を行い、市広報紙やホームページで周知するとともに、佐久市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、発生時に備えた体制整備を行っています。
- 自殺予防対策として、電話や窓口での相談体制を整備するとともに、関係機関との連絡協議会や庁内関係課連絡会議の設置、ゲートキーパー*の養成を行っています。
- 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、相談者の状況に応じ家庭訪問や電話相談を行うとともに、家族への相談支援を行っています。

現状と課題

- 若い世代からの保健予防活動を推進するため、引き続き「新しい保健」を推進していく必要があります。
- 若い世代からの生活習慣病予防や重症化防止が重要なため、健（検）診データなどから多面的な分析を行い、保健指導の充実を図る必要があります。
- 健（検）診の受診率向上のため、若い世代から健康診断を受診しやすい環境を整備する必要があります。
- 高齢者の生活習慣病や虚弱を予防するため、さらに高齢者保健事業を推進していく必要があります。
- 感染症の発生予防やまん延防止のため、予防接種やエイズなどの各種感染症の知識の啓発を強化する必要があります。
- 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、自殺予防に関わる人材育成を行うとともに、相談支援を継続して行う必要があります。
- 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、引き続き関係機関との連携を図り、地域で支え合う体制を整備していく必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 保健活動の充実

- 市民の生活習慣の改善に向けた「新しい保健」の取組をさらに推進します。
- 喫煙、食生活、運動などの生活習慣を改善する一次予防活動や特定保健指導*を中心に、保健指導の充実に努めます。
- 商工会議所、各商工会、学校などで健（検）診の受診勧奨や健康講話を開催し、予防意識を高めることで、健康診断の受診率向上を図ります。
- 訪問指導など的高齢者保健事業の充実を図ります。

(2) 感染症予防対策の推進

- 国・県と連携し、感染症に対する知識の普及や予防意識の啓発の強化を図ります。
- 感染症に関する情報の収集や発生時の体制整備など、感染症流行の予防とまん延の防止に努めます。

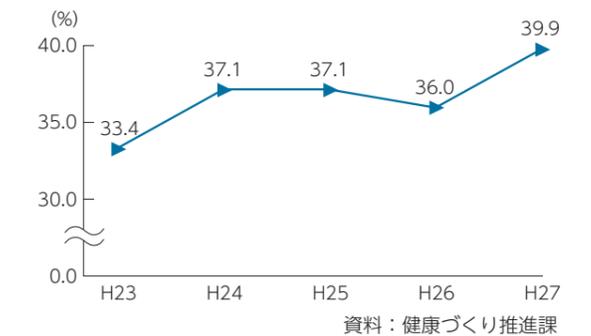
(3) こころの健康づくり

- 心のほっとライン・佐久*や窓口相談などの相談機能を充実させるとともに、自殺予防に関わるゲートキーパーの養成を推進します。
- 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、生活相談などの支援に努めます。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値（H28） 3.19 → 目標値（H33） 3.24

特定健康診査受診率の推移



「健康づくり佐久市民のつどい」での寸劇

*新しい保健：生まれてくる赤ちゃんからお年寄りまで、家族みんなが健康長寿であり続けるため、各世代に見えてきた課題を克服する取組や手法を新しい視点から取り入れた若い世代からの保健予防活動を行うこと。

*レセプト：病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する書類

*ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人

*特定保健指導：特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い者に対して、生活習慣の改善などをサポートすること。

*心のほっとライン・佐久：心といのちの相談に対応するための専用の電話相談窓口

医療

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 超高齢社会にも対応した地域完結型の医療*を安定的に提供するため、急性期以降の患者の療養環境の整備を支援しています。
- 出前講座の開催や市広報紙への掲載により、「かかりつけ医*」を持つことの大切さについて啓発活動を行っています。
- 佐久総合病院再構築の支援により、平成26年3月に佐久医療センターが開院するとともに、佐久総合病院本院の改築などが進められています。
- 佐久医師会、佐久歯科医師会の協力のもと、休日小児科急病診療センター、平日夜間急病診療センターや休日救急歯科診療所を開設しています。
- 浅間総合病院では、第二次整備事業により、手術室、糖尿病センターや給食施設などを整備しました。
- 浅間総合病院では、大学医局や県などへの要請、臨床研修の受入体制の強化による初期研修医の確保、医師住宅取得資金貸付制度の活用などにより、人材確保に努めています。

現状と課題

- 医療体制の充実を図るため、病病連携・病診連携*による患者の診療情報の共有化を検討する必要があります。
- 病状などの状況に応じた「医療機関のかかり方」や健康に関して日常的に相談できる「かかりつけ医」を持つことが重要なため、情報提供を充実していく必要があります。
- 休日小児科急病診療センター、平日夜間急病診療センターや休日救急歯科診療所の周知を図るとともに、利用しやすい環境の整備を進めていく必要があります。
- 浅間総合病院では、安定した医療提供と健全運営を図るため、医師を始めとする人材確保に努める必要があります。
- 浅間総合病院では、良質な医療を安定的に提供し続けるため、医療機器や施設を計画的に更新する必要があります。



浅間総合病院

* **地域完結型の医療**：医療機関の相互の役割分担や連携により、地域全体に必要な医療を提供する体制のこと。
 * **かかりつけ医**：体調の管理や病気の予防や治療など、自分や家族の健康に関し日常的に相談でき、緊急の場合も対処してくれる医師のこと。一般的には、地元の開業医を指す。
 * **病病連携・病診連携**：患者のその時々々の病態に合った医療を効率的に提供するため、病院と診療所、あるいは専門の違う病院が互いに連携して医療を提供する仕組みのこと。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域医療体制の充実

- 国の医療施策の動向や市民ニーズを踏まえ、関係機関と連携し医療体制の充実を図るとともに、患者の診療情報の共有化などの相互連携について検討します。
- 地域全体で医療を守っていくため、病状などの状況に応じた「医療機関のかかり方」や身近なところできめ細かな医療を提供する「かかりつけ医」を持つことについて啓発を図ります。
- 休日小児科急病診療センター、平日夜間急病診療センター、休日救急歯科診療所など、地域の救急医療体制について、佐久医師会、佐久歯科医師会などの協力を得ながら充実を図ります。

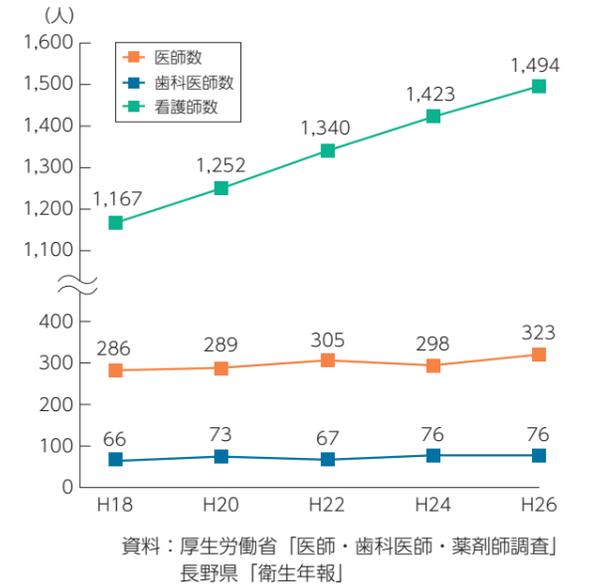
(2) 浅間総合病院の充実

- 県の地域医療構想を踏まえた「佐久市立国保浅間総合病院改革プラン*」に基づき、市民が必要とする医療の提供を行うため、医師を始めとする人材確保や経営基盤の強化に努めます。
- 良質な医療を安定的に提供し続けるため、地域や時代の要請に対応した医療機器や施設の計画的・効率的な更新を進めます。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28) 目標値 (H33)
 3.33 → 3.34

医師数、歯科医師数、看護師数の推移



* **佐久市立国保浅間総合病院改革プラン**：浅間総合病院が地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくための抜本的な改革計画

医療保険・国民年金

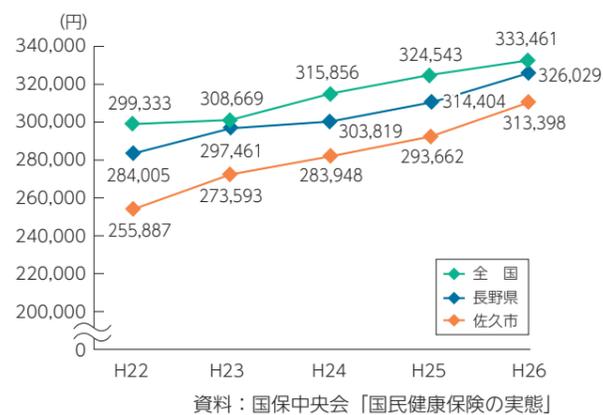
第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 国民健康保険税の収納率向上のため、職員による一斉滞納整理や夜間休日の徴収などを行っています。
- 医療費縮減のため、健康診断の結果などに基づき、生活習慣病重症化ハイリスク者に対する訪問や電話での受診勧奨、追跡管理を行っています。
- 特定健康診査*の受診率向上のため、健診キャンペーンやチラシの配布などを行っています。
- 後期高齢者医療制度*は、高齢者に理解が得られるよう、制度の周知を行っています。
- 無年金者の解消を図るため、日本年金機構と連携し、年金保険料納付相談会を行っています。

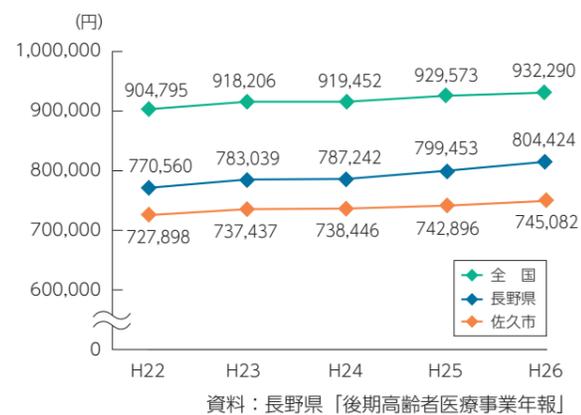
現状と課題

- 国民健康保険財政は、高齢化の進行や医療の高度化などにより保険給付費が増大する一方、被保険者数の減少などにより、支出の増に見合う収入の確保ができない状況が見込まれます。
- 国民健康保険が将来にわたり安定的で持続可能な制度となるよう、財政健全化に向けた計画的な取組を行う必要があります。
- 国民健康保険は、制度の安定化を図るため、平成30年度から都道府県が市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体となるため、国や県の動向を注視していく必要があります。
- 後期高齢者医療制度は、財政運営の健全化や安定的な運用のため、低所得者層の増加や、制度への理解不足による保険料の滞納に対応する必要があります。
- 国民年金は、若い世代を中心に未加入者や未納者が増加していることから、老後の生活の安定と地域経済の基盤確保のため、年金制度の啓発に努める必要があります。

国民健康保険1人当たり医療費の推移



後期高齢者1人当たり医療費の推移



*特定健康診査：生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を早期に発見するため、平成20年度に始まった腹囲や身長、体重、血圧、血液などの検査。基準以上の場合、食生活や運動習慣について指導を受ける対象になる。
*後期高齢者医療制度：75歳以上の高齢者は、広域連合が運営する独立した後期高齢者医療制度に加入し、給付を受けるという制度

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 国民健康保険の健全運営

- 安定的で持続可能な医療保険制度の運営のため、5か年ごとに財政健全化計画を策定し、計画に基づく取組を進めます。
- 国民健康保険税の収納率向上のため、滞納者との早期折衝を図るとともに、滞納処分を強化し、滞納額の縮減を図ります。
- 糖尿病などの重症化を予防し、保険給付費を縮減するため、健康診断の結果などから抽出した対象者に対する保健指導の強化を図ります。
- 疾病の早期発見・早期治療を促進するため、特定健康診査の受診率の向上を図り、保険給付費の縮減に努めます。
- イベントでの啓発などにより、ジェネリック医薬品*の使用を促進します。
- 国や県の動向を注視しながら、国民健康保険の制度改革への対応を図ります。

(2) 後期高齢者医療制度の適切かつ円滑な運営

- 後期高齢者医療保険料の収納率向上のため、コンビニ納付*の開始により被保険者の利便性の向上を図るとともに、滞納者への折衝の強化を図ります。

(3) 国民年金事務の適正な処理

- 日本年金機構と連携し、制度に関する啓発の強化や、年金相談の充実を図ります。

施策目標（市民アンケートによる満足度指数）

現状値 (H28) 目標値 (H33)
3.07 → 3.10



中学生後発医薬品使用促進ポスターコンクール

佐久の鯉太郎ミニもジェネリック医薬品希望保険証ケースを持っています!!

*ジェネリック医薬品：新薬（先発医薬品）の特許終了後に新薬と同じ有効成分で作られ、厚生労働省が効き目や安全性が新薬と同等であると認め、製造販売されている薬
*コンビニ納付：国民健康保険税や市県民税、下水道使用料など、市税や料金の一部がコンビニエンスストアでも納付できる制度

第2節 地域で支え合う社会福祉の充実

地域福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 第二次佐久市地域福祉計画に基づき、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための各種施策を推進しています。
- 「佐久市避難行動要支援者名簿*」を作成するとともに、地域による「災害時住民支え合いマップ*」の作成を支援することにより、市民の助け合い・支え合いの機能の強化に努めています。
- 市内の小・中・高校生を対象とした障がい者による講話や車椅子体験を始めとした福祉体験教室の開催など、福祉の心を育てる教育を推進しています。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアが地域で活動しやすい環境の整備や組織強化のための支援を行っています。
- 公共施設などを所管する関係機関と情報の共有を図り、ユニバーサルデザイン*のまちづくりを進めています。

現状と課題

- 核家族化や都市化の進行により、地域のつながりが希薄化傾向にあるため、全ての人が家庭や住み慣れた地域で互いを思いやり、助け合い、支え合うまちづくりを進めていく必要があります。
- 少子高齢化や人口減少の進行に伴い、育児や介護などの福祉ニーズは多様化・複雑化しているため、保健・医療・福祉・介護の各分野の機関が連携し包括的な支援を行う地域福祉ネットワークを充実していく必要があります。
- 児童生徒に対し、福祉の心を育てる教育を推進するため、各種施策を充実していく必要があります。
- 地域福祉の推進のため、地域の担い手であるボランティアの育成と、組織の充実を図る必要があります。
- 公共施設の整備などにおいて、ユニバーサルデザインの視点に立ち、全ての人が暮らしやすいまちづくりを推進していく必要があります。



佐久市社会福祉大会

*佐久市避難行動要支援者名簿：高齢者、障がい者、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する者の名簿
 *災害時住民支え合いマップ：災害の避難時に支援が必要な要配慮者、支援者、社会資源などを表記した地図
 *ユニバーサルデザイン：年齢、性別などに関係なく誰でも使用することができる製品などの設計・デザイン

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域福祉の推進

- 第三次佐久市地域福祉計画を策定し、市民の社会福祉意識の高揚と、地域コミュニティ*の育成を図るとともに、地域住民と関係機関との協働により、総合的な地域福祉ネットワークの充実を図ります。
- 市内の小・中・高校生を対象とした福祉体験学習などを充実し、福祉の心を育てる教育を推進します。

(2) ボランティア活動の促進

- 社会福祉協議会、NPOなどと連携し、ボランティアを育成するとともに、組織の充実と活動を促進します。

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

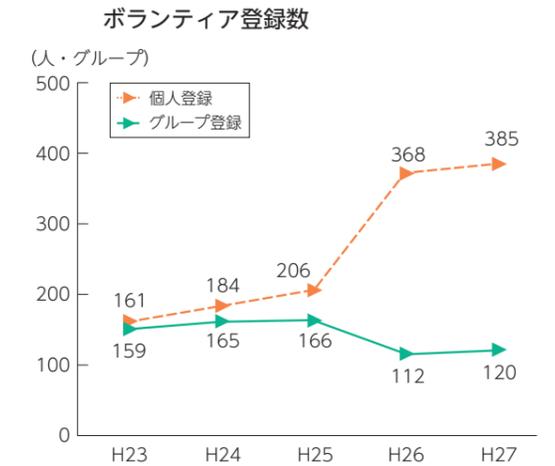
- 全ての人が地域で安心して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの視点による公共施設などの整備や改修を推進します。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

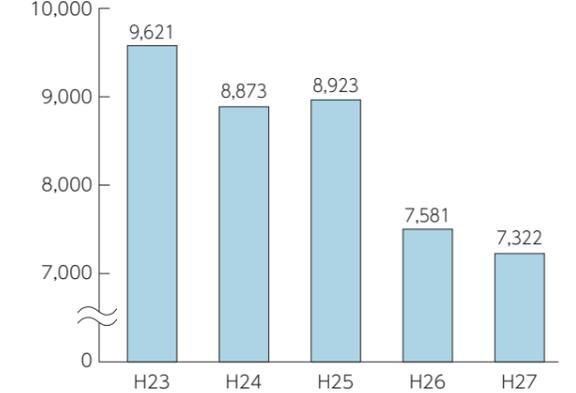
現状値 (H28) 目標値 (H33)
3.10 → **3.15**

※H28 アンケートでは「福祉のまちづくり」と聞いた。

ボランティアの状況



ボランティア活動延べ人数



資料：佐久市社会福祉協議会

*地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、消費・生産・芸能・祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

介護・高齢者福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

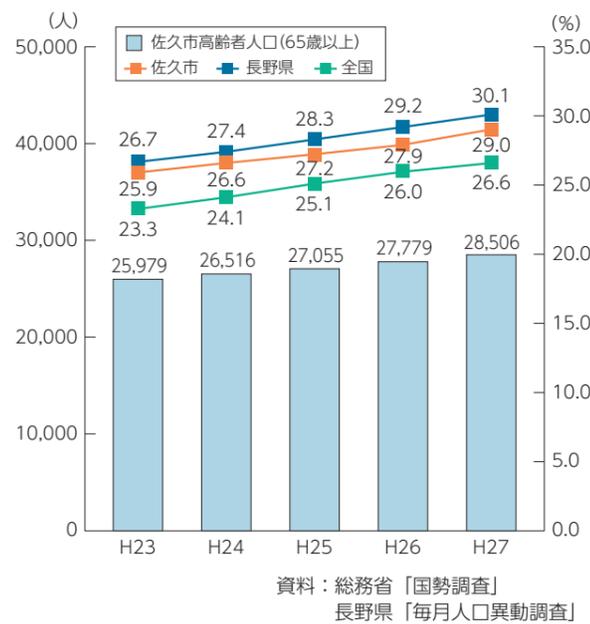
- 5つの生活圏域ごとに「地域包括支援センター*」を設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが連携し、介護予防マネジメントなどの包括的支援を進めています。
- 在宅医療・介護の連携体制を整備するため、平成25年度に医療機関や介護事業所などで構成する「医療介護連携推進協議会*」を設置しました。
- 「認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会」を開催し、認知症高齢者や虐待防止に対する体制づくりを進めています。
- 認知症への理解を深めるため、講演会を開催するとともに、区、消防団、小中学校などで認知症サポーター*の養成を行っています。
- はつらつ水中ウォーク、転倒骨折予防、脳の健康度測定事業などの各種介護予防事業を行っています。
- 佐久市老人福祉計画・佐久市介護保険事業計画に基づき、地域密着型介護保険施設*などの整備を促進しています。
- 「さく成年後見支援センター*」や「地域包括支援センター」と連携し、成年後見制度*の周知・啓発を行っています。

現状と課題

- 地域の特徴を生かした「地域包括ケアシステム*」を構築するため、地域包括支援センターの機能を強化していく必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、在宅医療・介護の連携体制をさらに充実させる必要があります。

- 認知症高齢者の増加が懸念されるため、認知症に対する理解を促進し、見守り支援ができる地域づくりに取り組む必要があります。
- 高齢者が介護が必要となる前から介護予防と生活の自立に対して意識を持ち、地域で健康な生活を続けていかれるよう、各種事業の充実と周知を図る必要があります。
- 介護保険制度の適正な運営や生活圏域を踏まえながら、介護保険施設を計画的に整備していく必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、介護人材不足が課題となっているため、介護職員の人材の確保と育成に対する支援を検討していく必要があります。
- 判断能力が低下した認知症高齢者などを法的に保護するため、成年後見制度の利用を促進していく必要があります。

高齢化率と高齢者人口の推移



* 地域包括支援センター：高齢者に関して総合的な窓口、介護予防マネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの支援などを行う中核機関
 * 医療介護連携推進協議会：市内の病院、介護事業所、区長、行政関係者などをメンバーとし、医療・介護の連携における課題の抽出を行い、解決策を検討する協議会
 * 認知症サポーター：認知症を理解し、認知症の方や家族を地域で見守る者
 * 地域密着型介護保険施設：地域密着型施設サービス計画に基づき入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスなどが機能訓練、療養上のサービスを行う施設

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- 高齢者が住み慣れた地域で、安心・安全に生活が継続できるよう、地域の特徴を生かした包括的支援事業を推進します。
- 在宅医療・介護の各分野の連携により、在宅医療24時間体制などの整備を促進します。
- 認知症高齢者を地域で見守り、支えていくため、「認知症にやさしい地域づくりネットワーク運営委員会」において地域の特徴に合わせた見守り体制を構築するとともに、引き続き認知症サポーターの養成などの認知症施策を推進します。
- 高齢者虐待や孤独死を未然に防ぐため、地域ぐるみで協力し支え合える地域づくりやネットワークの構築に努めます。

(2) 高齢者支援サービスの推進

- 高齢者のいきがい対策事業、生活支援事業、栄養や運動を中心とした介護予防事業などを推進します。
- 高齢者が自立した生活を送るため、高齢者自身がお互いに支え合うことのできる生活支援体制の整備を促進します。



転倒骨折予防事業

* さく成年後見支援センター：認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない者の権利擁護支援を図るため、成年後見制度に関する利用相談や普及啓発を行う機関
 * 成年後見制度：判断能力が十分でない方が、法律面や生活面で不利益を被らないよう、家庭裁判所が選んだ援助者が財産と生活を守る制度
 * 地域包括ケアシステム：要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制

(3) 介護保険の適正な運営と介護基盤の整備

- 介護保険法に基づき、適正な事業運営を推進します。
- 民間事業所と連携しながら地域密着型の介護保険施設などの整備を促進します。
- 国・県が実施している介護人材の育成、確保に向けた事業などの周知を図ります。

(4) 高齢者の権利擁護の推進

- 成年後見制度について、市民の関心と理解を深めるとともに、必要とする高齢者の利用が十分に図られるよう、事業の周知と制度の利用支援に努めます。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28) 目標値 (H33)

3.09 → 3.10

※H28 アンケートでは「高齢者福祉・介護保険」と聞いた。

要支援・要介護認定者数の推移



障がい者福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 障がい福祉サービス事業所、佐久広域連合障害者相談支援センター*、相談支援専門員などと連携し、障がい者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、必要なサービスの提供と相談支援を行っています。
- 障がい児などの保護者の子育てへの不安や悩みに寄り添いながら、各種相談事業を行っています。
- 公共施設を有効活用し、グループホームの整備を行いました。
- 障がい者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、料理教室やパソコン講座などを行っています。
- 障がい福祉サービス事業所と連携し、個々の状態に応じた就労支援事業を行っています。



佐久市障がい者福祉展

現状と課題

- 障がい者の自己決定を尊重し、本人の希望や障がいの特性に応じた適切なサービスを提供する必要があります。
- 障がい者の自立と社会参加を促進するため、家族、地域、関係機関と行政が一体となり、安心して快適に生活できる環境の整備を進めていく必要があります。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向け、市民、事業者、行政のそれぞれが理解を深め、行動につなげていく必要があります。
- 保育所、学校、医療機関、障がい児施設などの関係機関と連携を強化し、児童の能力を最大限に伸ばせるよう、障がいの種類や程度に応じた、きめ細かな支援を実施していく必要があります。
- 障がい者の地域生活の場の確保のため、必要な施設整備を引き続き支援していく必要があります。
- 障がい者の積極的な社会参加を促進するため、地域における社会資源の活用により、社会参加の機会の充実を図る必要があります。
- 障がい者の就労支援を推進するため、民間企業や就労支援事業所と連携し、就労の場の拡充を支援していく必要があります。

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 障がい福祉サービスの充実

- 家族、地域、関係機関と行政が一体となり、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境整備を進めます。
- 利用者のニーズに応じた適切な福祉サービスを提供することにより、障がい者が地域の一員として自立し、社会参加できる環境づくりを推進します。
- 判断能力が十分でない障がい者などを法的に保護するため、「さく成年後見支援センター*」と連携し、成年後見制度*の利用を促進します。
- 障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じることができるよう、関係機関と連携し、必要な体制整備を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消に向け、啓発を推進します。

(2) 障がい児及び発達に課題がある児童などに対する支援

- 関係機関と連携し、障がいの早期発見、早期支援とともに、家族支援を促進します。
- 重症心身障がい児やその家族の生活を支援するためのネットワークづくりを推進します。
- 発達に課題がある児童に対する正しい理解を広めるとともに、親子療育支援を推進します。

(3) 障がい者施設の充実

- グループホームなど、障がい者の地域生活の場の整備を支援します。

(4) 障がい者の社会参加の支援

- 障がい者の自立した日常生活や社会参加のため、講座、教室、各種相談事業、就労支援などの充実に努めます。
- 民間企業における障がい者雇用に関する理解を促進します。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28) 目標値 (H33)
3.06 → 3.11



佐久市療育支援センター

*佐久広域連合障害者相談支援センター：平成24年4月1日に佐久圏域11市町村が共同で設置した、障がいに対応した相談支援事業を行う機関

*さく成年後見支援センター：認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない者の権利擁護支援を図るため、成年後見制度に関する利用相談や普及啓発を行う機関

*成年後見制度：判断能力が十分でない方が、法律面や生活面で不利益を被らないよう、家庭裁判所が選んだ援助者が財産と生活を守る制度

ひとり親家庭支援・低所得者福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 「児童館に集まれ事業」により、子どもの自立心や社会性を高める支援を行っています。
- 子ども特別対策推進員*、母子・父子自立支援員、就業支援員などにより、ひとり親家庭への相談支援を行っています。
- 高等職業訓練促進給付金*、自立支援教育訓練給付金*、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金*の給付などにより、ひとり親世帯の経済的自立を支援しています。
- 生活保護法に基づき、生活保護受給者の最低限度の生活の保障をするとともに、自立支援プログラム*の活用や関係機関との連携により、自立に向けた支援を行っています。
- 生活困窮者に対し、生活就労支援センター「まいさぼ佐久」や佐久公共職業安定所などと連携し、経済的・社会的自立支援を行っています。

現状と課題

- 親と過ごす時間が少ないひとり親家庭などの子どもに対し、基本的な生活習慣の習得を地域全体で支援していく必要があります。
- ひとり親家庭の増加により、相談内容が多様化しているため、引き続き相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ひとり親家庭の経済的自立により生活の安定を図るため、就業や転職の支援を強化する必要があります。
- 生活保護受給者の経済的・社会的自立のため、引き続き自立支援プログラムに基づく支援を実施するとともに、佐久公共職業安定所などの関係機関と連携した相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 生活困窮者の自立や就労のため、関係機関と連携した相談支援などを実施していく必要があります。



生活就労支援センター「まいさぼ佐久」

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) ひとり親家庭への支援の充実

- 子どもの居場所づくりのため、関係団体と連携して、食事の提供や学習支援の実施を検討します。
- 子ども特別対策推進員、母子・父子自立支援員、就業支援員などによる各種相談体制や日常生活支援の充実を図ります。
- 就業機会の拡大により経済的自立を図るため、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金などの活用を促進します。

(2) 生活保障・自立支援の充実

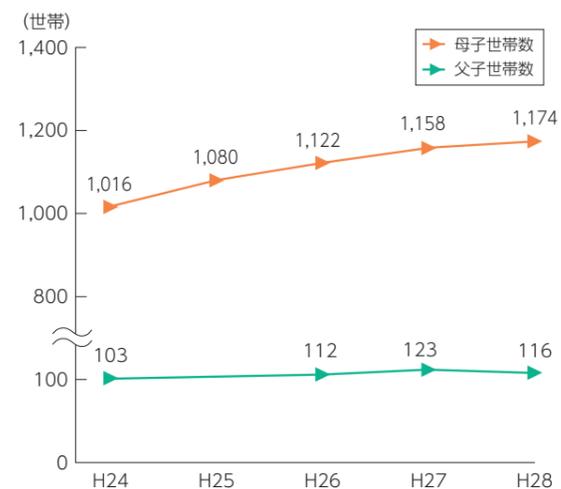
- 生活保護法に基づき、適正な生活保護制度の運用に努めます。
- 生活困窮者の経済的・社会的自立のため、関係機関や民生児童委員*などと連携し、相談支援体制の充実を図ります。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28) 2.92 → 目標値 (H33) 3.00

※H28 アンケートでは「母子父子福祉・低所得者福祉」と聞いた。

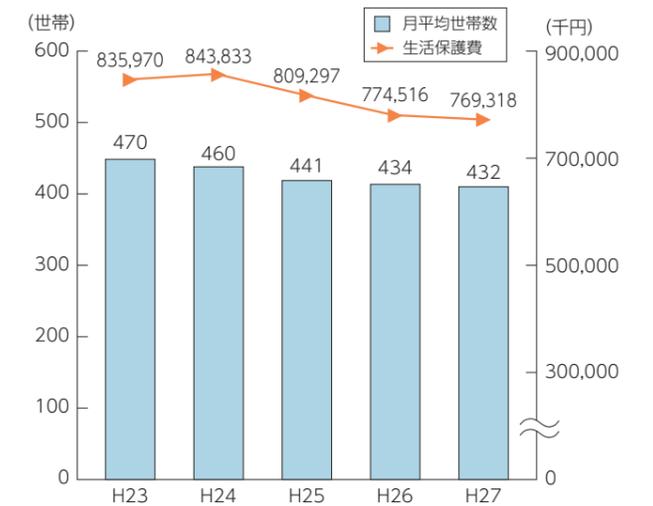
母子・父子世帯数の推移



※母子世帯基準日 6月1日
 ※父子世帯基準日 8月1日
 ※父子世帯数は、平成25年度調査の実施なし

資料：子育て支援課

生活保護世帯数・生活保護費の推移



資料：福祉課

*子ども特別対策推進員：子どもの性格・生活習慣・学校生活・非行・家庭環境での養育問題について、家庭相談員、関係機関と連携し、コーディネートする者
 *高等職業訓練促進給付金：ひとり親家庭の親が就職の際に有利となり、生活の安定に資する資格取得を促進するため、看護師や介護福祉士などの資格取得養成機関で修業する場合、一定の修業期間中に支給する給付金
 *自立支援教育訓練給付金：ひとり親家庭の親が自立の促進を図るため、経理事務や医療事務などの技術を身に付けるための講座を受講する場合、受講料の一部を支給する給付金
 *高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金：ひとり親家庭の親（20歳未満の児童を扶養している）または、その児童がより良い条件での就業や転職に資するために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し対象講座を受講する場合、受講料の一部を支給する給付金

*自立支援プログラム：被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの種類ごとに取り組むべき自立支援の具体的な内容や実施手順などを定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施するもの。
 *まいさぼ佐久：行政、公共職業安定所、関係機関などと連携を図りながら、生活や就労などで悩みを抱えている方の総合的な支援を行う機関
 *民生児童委員：地域の奉仕者として、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の相談相手として問題解決のために支援、助言などを行う者

第3節 安心できる出産、子育て環境の整備

少子化対策・母子保健

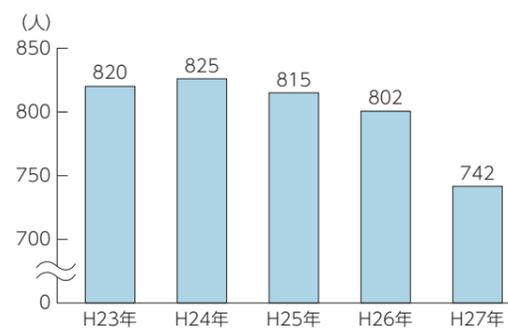
第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 未婚の若者を対象とした恋愛・結婚・子育てに関する講演会、講座、イベントを行っています。
- コウノトリ支援事業*の対象治療に不育症を含めるとともに、助成金の上限額を拡大し、不妊・不育治療の助成を行っています。
- 早期適切な受療と医療費による経済的負担の軽減のため、妊産婦に対する医療費助成を行っています。
- パパママ教室などの各種教室や個別の訪問指導により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行っています。
- 浅間総合病院では、植物による緑の空間づくりやアロママッサージにより、快適で魅力ある出産環境を提供しています。
- 乳幼児の健やかな成長発達のため、健康診査時に「愛着形成」や「栄養」をテーマにした健康教育を行っています。
- 予防接種の必要性や効果などについて、健康カレンダー、市広報紙、ホームページなどで周知するとともに、窓口相談や乳幼児健診における個別支援を行っています。

現状と課題

- 晩婚化や未婚率の上昇が少子化の進行に大きく影響を与えているため、結婚の希望を実現するための環境を整備していく必要があります。
- 不妊治療の高年齢化が進んでいるため、妊娠・出産の適齢期を周知する必要があります。
- 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期からの切れ目ない支援や経済的負担の軽減を図る施策を引き続き実施していく必要があります。
- 乳幼児の健やかな成長のため、健康診査の受診率を維持するとともに、支援が必要な乳幼児への早期支援を実施していく必要があります。
- 予防接種の種類が増加に伴い、接種スケジュールが複雑化しているため、計画的に接種できるよう啓発に努めていく必要があります。

出生数の推移



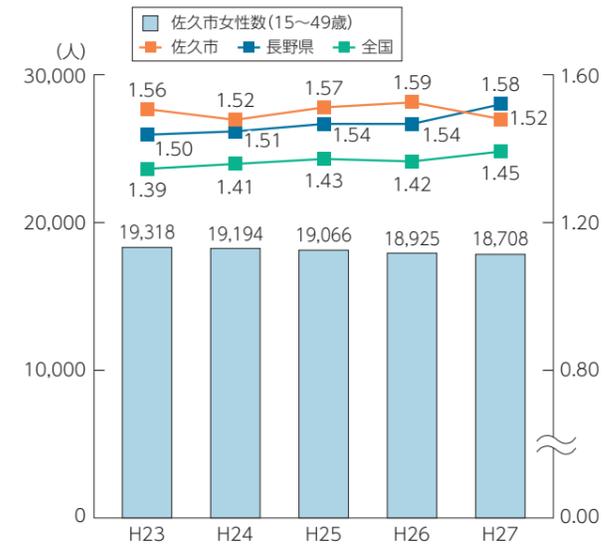
資料：長野県「毎月人口異動調査」

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 結婚・妊娠の環境整備

- 結婚や子育てに対する意識の高揚を図るため、未婚の若者を対象とした恋愛・結婚・子育てに関するイベントなどを引き続き実施します。
- 不妊・不育治療の助成を通じ、安心して不妊治療を受けられる環境づくりを推進するとともに、妊娠・出産の適齢期について考える機会の充実を図ります。
- 妊産婦に対する経済的負担の軽減を図るため、福祉医療費給付金の支給を引き続き実施します。

合計特殊出生率の推移



資料：長野県「毎月人口異動調査」健康づくり推進課

(2) 出産・育児の環境整備

- 妊娠期からの切れ目ない支援を継続するため、パパママ教室やこにちは赤ちゃん事業などの各種事業の充実を図り、出産・育児支援を推進します。
- 浅間総合病院では、引き続き安心して出産できる環境を整備するとともに、出産後の母と子の関わり方について学ぶ機会の提供に努めます。
- 乳幼児の健やかな成長のため、健康診査と診査後のフォロー教室・相談体制の充実を図ります。
- 予防接種の必要性や効果などの啓発を図り、適切な接種を推進します。
- 経済的負担の軽減のため、任意予防接種に対する接種費用の助成を検討します。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28) 目標値 (H33)
3.22 → **3.24**
※H28 アンケートでは「母子保健」と聞いた。



離乳食教室「もぐもぐ できるかな」

*コウノトリ支援事業：妊娠・出産の希望の実現に向け、不妊治療や不育症治療を受けた夫婦の経済的負担を軽減するため、治療に要する保険診療外の費用の一部を助成する事業

子育て支援・児童福祉

第一次総合計画後期基本計画の主な取組

- 「佐久市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に向けた取組を推進しています。
- 育児相談、児童館の午前中開放、子育てサロン*、つどいの広場*などの各種子育て支援事業を行っています。
- 地域子育て支援拠点施設として「わくわくランドU-6」をイオンモール佐久平店内に開設しました。
- 子育て支援の充実のため、平成26年度から小学1年生を対象に、市内の体験学習施設や文化施設などを年間通して無料で利用できる「オールマイティパス*」を交付しています。
- 「チャイルドライン*」について、利用促進のための広報を行うとともに、運営に必要な支援を行っています。
- 児童虐待防止のため、ポスターなどの掲示や相談先情報を配布するなどの啓発を行っています。
- 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、同一生計の兄弟の年齢に関係なく第3子以降の保育料を無料化するとともに、福祉医療費給付対象者を中学生まで拡大しました。
- 創造性豊かな子どもの育成のため、子ども未来館の展示物の充実を図っています。

- 児童数や保育ニーズの変化、施設の老朽化などを総合的に考慮し、平賀・内山の2保育所と望月地区の4保育所の統合を実施しました。
- 平成27年度に信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度*の普及型の認定を受け、自然を生かした保育に取り組んでいます。
- 子ども・子育て支援新制度における認定こども園*への移行について、各施設に対し、情報の提供を行っています。
- 新たに佐久平浅間児童館を整備しました。
- 各児童館において、放課後の児童の居場所を確保するとともに、地域の特徴を生かした運営を行っています。



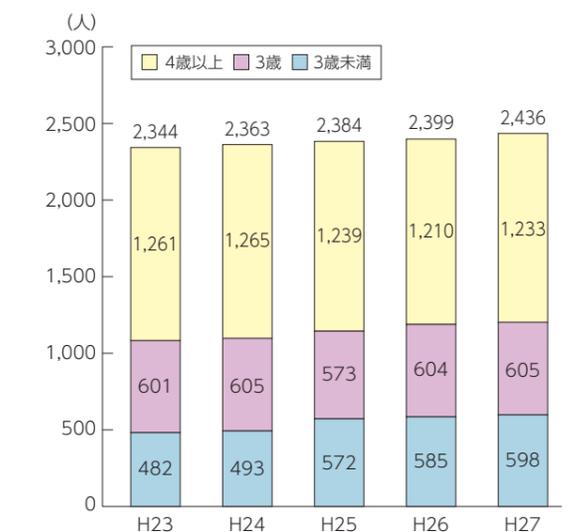
わくわくランドU-6

現状と課題

- 就労形態の変化や核家族化の進行などにより、子育てに対する市民ニーズが多様化しているため、社会全体で子育てを支援していく施策を推進していく必要があります。
- 不安や悩みを抱える子どもや保護者が家庭や地域の中で孤立することがないように、相談・指導体制を充実していく必要があります。
- 児童虐待の根絶に向け、早期発見と早期対応、啓発の強化を図る必要があります。
- 市民が安心して子育てができるよう、引き続き子育て世帯の経済的負担の軽減を図る施策を実施していく必要があります。
- 子ども未来館の魅力を高めるため、展示内容や各種講座、ワークショップの充実とともに、地域や学校などとの連携強化を図る必要があります。
- 施設の老朽化や今後の児童数の変化を考慮し、統合や民間活力の導入を含めた保育所の施設整備を計画的に進める必要があります。

- 多様化するニーズに対応する保育を実施するため、保育士の確保を図る必要があります。
- 自然環境の変化に対応しながら、地域の自然を生かした保育を安全に行う必要があります。
- 認定こども園の設置検討の支援のため、各施設に情報を提供する必要があります。
- 白田地区の小学校の統合により、児童館の配置について検討する必要があります。
- 就労形態の変化や核家族化の進行など、社会環境の変化に応じた児童が健全に育つ環境整備が求められています。

年齢別保育所入所児童数の推移



資料：子育て支援課



オールマイティパス

*子育てサロン：子育て中の保護者などが、子育てに関する相談や情報交換、交流が持てる場
 *つどいの広場：就学前の乳幼児とその保護者が、つどい・交流ができ、子育てについて気軽に相談ができる場
 *オールマイティパス：全国の小学1年生を対象に、市内にあるファミリー型の体験学習施設や文化施設、観光交流施設などを、年間を通して無料で利用できるようにするパスポート
 *チャイルドライン：いじめや児童虐待など、悩みを持つ子どもからの相談を受けるために設置された専用電話

*信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度：保育や幼児教育に自然保育を積極的に取り入れることにより、子どもの自然の恵みに対する感謝の気持ちを醸成するとともに、子どもが本来持っている自ら学び、成長しようとする力を育むことを旨として行う信州型自然保育の基本理念に基づき長野県が自然保育を行う幼稚園、保育所などを認定する制度
 *認定こども園：「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」・「地域における子育て支援を行う機能」を備え、認定基準を満たし、都道府県知事から認定を受けた施設

第二次総合計画前期基本計画の主な取組

(1) 子育て支援サービスの充実

- 多様化するニーズに対応するため、子育てサロンやつどいの広場などの子育て支援事業を推進するとともに、多くの方が参加できるよう、広報活動の強化を図ります。
- 子どもが不安や悩みを解決できるよう、「チャイルドライン」を支援するとともに、保護者の育児不安を解消するため、相談・指導内容の充実を図ります。
- 児童虐待の早期発見と早期対応、予防のため、関係機関と連携し、啓発の強化を図ります。
- 子育て世帯の負担軽減を図る各種施策について検討します。
- 子ども未来館の展示内容や各種講座、ワークショップの充実を図るとともに、地域や学校などとの連携強化を図ります。

(3) 児童館の整備と運営

- 白田地区の小学校の統合に併せ、児童館の配置を検討します。
- 児童が健全に育つ環境整備のため、地域と連携しながら、特徴ある児童館運営に努めます。

施策目標 (市民アンケートによる満足度指数)

現状値 (H28)	目標値 (H33)
3.20	→ 3.25



子育てサロン

(2) 保育サービスの充実

- 施設の統合や民間活力の導入を検討するとともに、施設の改築や設備の充実など、保育環境の整備を推進します。
- 乳児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、ニーズに応じた保育内容の充実を図るとともに、保育士の確保に努めます。
- 地域の自然を生かした屋外活動を中心に、地域の文化などを取り入れた保育を推進します。
- 認定こども園の設置の検討を促進するため、情報提供に努めます。

第5章

快適な暮らしを創る 環境豊かなまちづくり

第1節 豊かな自然環境との共生

第2節 良好な地球環境の確保

第3節 快適な生活環境の創出

